

定 款

エムスリー株式会社

平成12年 9 月22日制定
平成12年 9 月28日変更
平成16年 1 月30日変更
平成16年 6 月 9 日変更
平成17年 5 月16日変更
平成17年 6 月20日変更
平成17年11月21日変更
平成18年 6 月20日変更
平成20年 6 月23日変更
平成21年 6 月22日変更
平成22年 6 月21日変更
平成23年10月 1 日変更
平成24年 6 月25日変更
平成24年10月 1 日変更
平成26年 4 月 1 日変更
平成26年 6 月18日変更
平成28年 6 月29日変更
平成30年10月 1 日変更
令和元年 6 月27日変更
令和 4 年 6 月28日変更

定 款

第 1 章 総則

(商号)

第 1 条 当社は、エムスリー株式会社と称し、英文ではM3, Inc. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 医療およびヘルスケア関連事業の営業、調査、マーケティングの支援
- (2) 医療およびヘルスケア関連事業の経営支援
- (3) 医療およびヘルスケア関連人材の派遣、採用支援、評価、教育、研修
- (4) 医療およびヘルスケア関連商品の輸入、開発、製造、販売
- (5) 広告の企画、制作および広告代理店業
- (6) 雑誌、書籍、情報コンテンツの制作、編集、出版、販売および放送業
- (7) 情報ネットワークおよびシステムの構築、運用、ソフトウェア制作および販売
- (8) 商品販売等における会員制ポイントシステムの構築並びに運営およびポイントの販売
- (9) 通信販売業
- (10) 集金代行業
- (11) 金融業および株式、債券等への投資に関する業務
- (12) 金融商品仲介業
- (13) 損害保険代理店業および生命保険の募集に関する業務
- (14) 不動産の売買・賃貸・仲介・斡旋および管理受託
- (15) 有料職業紹介事業
- (16) 前各号に関連するコンサルティング業務
- (17) 前各号の営業を行う者およびベンチャービジネスに対する投資
- (18) 臨床試験支援業務
- (19) 医療、健康に関する情報提供サービスその他のヘルスケア関連サービスの提供
- (20) 企業に対する従業員の健康上の課題の解決のための支援
- (21) 人工知能に関するプログラムの開発および販売
- (22) 遺伝子検査その他の検査・解析に関するサービスの提供ならびに用具および機器の販売
- (23) 医療機関における診療業務の支援
- (24) 労働者派遣事業
- (25) 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。

②やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法

により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は23億400万株とする。

(単元株式数)

第6条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利)

第7条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第8条 当社は、会社法165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。

③当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株主権行使の手続きその他の株式および新株予約権に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

②前項その他本定款に定めがある場合のほか、必要があるときはあらかじめ公告して一定の日を決め、その日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。

(招集地)

第13条 当会社の株主総会は、東京都区内で開催する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、代表取締役が招集し、その議長となる。ただし、代表取締役が欠員またはさしつかえあるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がその任に当たる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主またはその法定代理人がその議決権の行使を委任する代理人は、当会社の株主に限るものとする。

②株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

②株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第19条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第20条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12名以内とする。

②当社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。

(取締役の選任の方法)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。

②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

③取締役の選任決議は、累積投票によらない。

④当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項において同じ。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。

②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。ただし、代表取締役が欠員または差し支えあるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がその任に当たる。

②取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案

につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役の責任免除）

第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

②当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（同法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項が規定する最低責任限度額とする。

（代表取締役）

第27条 取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

（取締役会規程）

第28条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程による。

第5章 監査等委員会

（監査等委員会の設置）

第29条 当社は、監査等委員会を置く。

（監査等委員会の招集通知）

第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

（監査等委員会規程）

第31条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

（会計監査人の設置）

第32条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第33条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第37条 当会社は、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

②当会社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当（以下、「配当金」という。）を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第38条 配当金が、支払開始の日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第16回定時株主総会で決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第2条 定款第15条の変更は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

②前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

③本条の規定は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上